

和痛分娩について

【はじめに】

分娩時の痛み（産痛）は、陣痛の開始から始まる子宮収縮の痛みと、胎児の先進部が下降してきて子宮口が圧迫・拡張される痛みです。痛みの感じ方には個人差が大きいため、産痛や、分娩に対する不安や恐怖といったストレスが分娩の進行を遅らせる原因になることもあります。多くの場合、呼吸法やリラクゼーション法で軽くすることができると考えられていますが、麻酔によって痛みを適切に取り除き、分娩中の不安やストレスを軽減することが和痛分娩という方法です。施設によっては無痛分娩と呼んでいる施設もありますが、分娩前の処置や前駆陣痛の痛みまでは取り除くことはできないため、当院では和痛分娩と呼んでおります。当院では、ご希望をいただき、計画分娩が可能な方を対象とし、各出産予定月に限定人数のみ予約制で和痛分娩を施行しております。具体的には、麻酔科医師と連携のうへ硬膜外麻酔により分娩時の痛みを緩和しながら、子宮収縮剤による陣痛誘発を行います。なお、和痛分娩は自由診療となり、分娩費とは別に和痛分娩前検査費、和痛分娩費がかかります。

【方法】

当院では次の手順で和痛分娩を施行しております。

1. 和痛分娩をご希望される場合はできる限りお早めに担当医にお申し出ください。
2. 全身状態を評価するために、妊娠 36 週頃の妊婦健診時に和痛分娩前検査（血液検査、尿検査、心電図検査、胸部レントゲン検査）、麻酔科外来受診を行います。
3. 麻酔科を受診し、配布される「麻酔説明書」をもとに麻酔科医より説明をお受けいただきます。なお、本説明文書においても麻酔の概要を示します。

〔脊髄くも膜下麻酔〕

腰に注射する麻酔方法の一つで、腰から注射を行い、脊髄を覆っているくも膜の中にある脳脊髄液中に局所麻酔薬を投与する方法です。注射後数分で痛みが消失し、3～4 時間程度効果が持続します。

〔硬膜外麻酔〕

脊髄くも膜下麻酔と同様、腰に注射する局所麻酔法の一つです。脊髄を覆っている硬膜の外側に直径 1mm 程の細い管を留置し、局所麻酔薬や麻薬系鎮痛薬を投与する方法です。和痛分娩では、痛みにあわせて自己調節できるボタンがついた patient-controlled analgesia(PCA)ポンプという器械を使用して、硬膜のその側に局所麻酔薬および麻薬系鎮痛薬を注入します。脊髄くも膜下麻酔の効果が消失した後も持続的な投与による痛みをとる効果があります。

4. 和痛分娩前日に入院いただき、必要に応じて子宮口を拡張する処置を行います。なお、和痛分娩同意書、陣痛促進剤使用同意書、麻酔同意書は入院時にご提出ください。

5. 和痛分娩当日、朝食摂取後は決められた量の水分のみ摂取していただきます。朝9時頃から子宮収縮剤（オキシトシン：商品名アトニン）を点滴にて持続投与します。午前中に麻酔科医により、硬膜外カテーテルを腰に留置します。分娩の進行や疼痛の程度により脊髄くも膜下麻酔を行うことがあります。
6. 有効な陣痛が得られ、かつ子宮口が4～5cm開大し、お産が進んできていると判断した時点で硬膜外麻酔を開始します。
7. 分娩終了後、腰に留置した硬膜外麻酔の管を抜去いたします。

【脊髄くも膜下麻酔、硬膜外麻酔のメリット】

当院の和痛分娩は脊髄くも膜下および硬膜外麻酔で行っており、使用する麻酔薬の量も非常に少ないので、これらの薬剤が胎盤を通過して赤ちゃんに移行し、赤ちゃんに元気がなくなるなどの影響はほとんどありません。ただし、お母さんの血圧が低下する場合には、赤ちゃんにも影響が及ぶことがあります。和痛分娩実施中は、定期的にお母さんの血圧や脈拍を測定し、状態を把握することで血圧が下がらないように管理しています。また、分娩の経過中に母児の状態に問題が生じ、急に帝王切開が必要になった場合にも、同じ麻酔方法で行うことができるため、速やかに対応することが可能です。また、分娩後の回復も早く、体力が温存できます。

【ご注意いただきたい事項等】

1. 麻酔後も運動機能は保持されますので、ご自身で「いきむ」ことは可能です。この麻酔の効果により産道の筋肉の緊張も和らぎ、分娩所要時間は短縮され分娩時の裂傷も少なくなります。しかしながら、十分な娩出力が得られなくなる場合があります。そのため一般に、母体の腹部を介して子宮を押して児を圧出する「クリステレル胎児圧出法」や「吸引分娩」が必要となります。
2. 一般に、硬膜外麻酔の導入が帝王切開率を上昇させることはないと言われています。
3. 和痛分娩より前に自然陣痛発来や破水に至った場合には、同分娩の実施は困難です。また、安全に和痛分娩を施行していく上で、当院で麻酔科医が対応出来る時間は、和痛分娩当日朝9時～17時、翌日は17時までになります。和痛分娩当日に分娩が進行しなかった場合には、一旦中止し、翌日に再度陣痛促進剤を使用することになります。安全な分娩のためにも、硬膜外麻酔時の異常時、鎮痛効果不十分時もしくは麻酔科医が対応出来ない時間帯に陣痛が強くなる場合には、通常分娩をお選びいただくことになります。
4. 和痛分娩実施可能な期間は2日間（たとえば月曜日に和痛分娩を開始する場合には月曜と火曜日の2日間）となりますので、2日間で分娩に至らない場合には、通常の分娩となるか、別日程に空きがあれば一旦退院して再度和痛分娩を実施する事となります（別日程で和痛分娩を再度実施する場合には、追加で和痛分娩費用がかかります）。費用については下記“和痛分娩にかかる費用について”をご参照ください。

【避けられない合併症 その他の不利益】

和痛分娩を受けた場合、子宮収縮薬使用や硬膜外麻酔に伴う合併症、「クリステレル胎児圧出法」や「吸引分娩」に伴う合併症、その他の不利益が生じることがあります。このことは、和痛分娩に伴う避けられないものです。この点を考慮したうえで和痛分娩を受けるか否かを決定してください。

1. 子宮収縮薬については健診時にお渡しします「陣痛促進剤使用同意書」をご覧ください。
2. 麻酔に関連した注意点は麻酔科外来にてお渡しいたします「麻酔説明書」をご参照ください。
3. 麻酔導入後の下半身の運動制限と関連して、極めて稀ではありますが下肢の神経圧迫をきたし運動感覚障害を生じることがあります。
4. クリステレル胎児圧出法では、子宮破裂（頻度 0.0015%）、母体内臓損傷（頻度不明）、母体肋骨骨折（頻度不明）が起こりえます（産婦人科診療ガイドライン産科編 2017）。
5. 吸引分娩では、児への合併症として頭血腫（頻度不明）、帽状腱膜下出血（頻度不明）、頭蓋内出血（頻度不明）が、母体への合併症として頸管裂傷や膣壁裂傷（頻度不明）、時に大きな膣壁血腫（頻度不明）を形成することがあります。

なお、上記の合併症その他の不利益が発生したときは、当院において適切な処置を行います。当該処置は通常の保険診療であり、治療費は患者さんのご負担となります。あらかじめご了承ください。

※上記以外にも予見不可能な合併症や偶発症が生ずる可能性があります。

合併症・偶発症が発生した場合は最善と考えられる治療を行います。障害が発生したり死亡することもあり得ます。

【代替可能な分娩法】

和痛分娩を選択されない場合には、通常分娩となります。和痛分娩を用いた分娩方法は、出産に際して必須のものではありません。また、通常分娩は和痛分娩よりも「クリステレル胎児圧出法」や「吸引分娩」が必要となる可能性が低いかもしれませんが、陣痛や分娩に伴う一定の疼痛があります。

【和痛分娩にかかる費用について】

当院での和痛分娩を実施した場合の費用は通常分娩料金に加えて一律“18 万円”をいただいております。（この金額には、入院後に使用する薬剤・処置等にかかる費用を全て含みます。外来で別途検査にかかる費用が発生しますので下記ご参照ください）

※和痛分娩は、硬膜外麻酔のカテーテルを挿入した時点から開始となりますので、カテーテ

ルを挿入した時点で“和痛分娩を実施した”という扱いになります。

なお、費用の請求については、以下の留意事項をご確認ください。

- ① 和痛分娩を実施したが、陣痛が誘発されずに退院となった場合には、入院4日目までは一律“5万円”をいただきます。5日目以降についても継続して入院される場合には、1日につき1万円をいただきます。
- ② 和痛分娩を実施したが、当日は分娩に至らずに翌日等に他の分娩方法により出産となった場合には、通常のと痛分娩費用と同様に分娩料金に加えて一律“18万円”をいただきます。
- ③ 和痛分娩の途中で帝王切開術での出産となった場合には、和痛分娩費用に帝王切開術での入院費用が加算されます。この場合、和痛分娩実施までの入院費（自費）と帝王切開分娩実施日以降の入院費（保険診療）の合算費用をいただきます。
- ④ 陣痛促進剤や頸管熟化剤を使用したが無効な陣痛が到来せず、硬膜外カテーテルの挿入も行わなかった場合は、和痛分娩は未実施という扱いとなり、通常のと痛誘発を実施した際の分娩料金となります。
- ⑤ 和痛分娩を実施するにあたり外来で行う和痛分娩前検査費（血液検査、尿検査、心電図、胸部レントゲン検査、麻酔科外来受診）に関しては、約2万円の費用がかかります。

【セカンドオピニオンについて】

セカンドオピニオンとは、病気の診断・治療について他の医療機関の医師に「第二の意見」を求めることです。セカンドオピニオンによって患者さんが診療上不利益を受けることはありません。ご希望の場合は詳細を説明いたしますので、ご遠慮なく主治医にお申し出ください。

【同意について】

以上の説明で、不明点や疑問点、心配なことがありましたら、担当の医師や看護師にお話しください。説明内容をご理解いただき、処置に同意されましたら、同意書に署名のうえ提出してください。なお、この同意は同意書の提出後であっても撤回することができます。主治医にお申し出ください。